

姫カツコンソーシアム 規約

第1章 総則

(名称)第1条 本会は、姫カツコンソーシアム(以下「本会」という。)と称する。

(目的)第2条 本会は、姫路市における中学校部活動の地域展開を円滑かつ持続可能に進めるため、次の事項を達成することを目的とする。

- (1) 関係機関が連携・協働できる「場」の創出
- (2) 地域が一体となった支援体制の構築
- (3) 持続可能な地域スポーツ・文化環境の整備
- (4) 情報共有と政策提言の促進

(事業)第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 姫カツの進捗状況の把握、及び制度上の課題解決に向けた政策提言
- (2) 姫カツクラブの会員登録、会費徴収、指導者との業務委託契約管理、及び姫カツクラブ活動の維持・運営に係る実務全般
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事業

第2章 組織及び運営

(構成員及び任期)第4条 本会の構成及び任期については、次に定めるところによる。

- (1) 本会は、別表1の1に掲げる団体及び個人(以下「構成員」という。)をもって構成する。
- (2) 構成員(個人として参画する者に限る。以下本項において同じ。)の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 団体として参画する構成員については、特段の申し出がない限り、継続して構成員となるものとする。
- (4) 構成員である団体の代表者に変更があった場合は、後任者がその地位を承継するものとする。
- (5) 補欠により選任された構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (6) 事務局は、2年ごとに構成員に対し、継続参画の意思確認を行うものとする。

(退会及び除名)第5条 退会及び除名については、次に定めるところによる。

1. 構成員は、書面をもって事務局に届け出ることにより、任意に退会することができる。
2. 構成員が本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。

(機関)第6条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) ワーキングチーム
- (4) 事務局
- (5) 顧問

(総会)第7条 総会の運営については、次に定めるところによる。

1. 総会は、構成員(団体の場合はその代表者)をもって構成する。
2. 総会は、毎年1回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。
3. 総会は、規約の制定及び改廃、事業計画及び予算・決算の承認、役員の選任及び解任、その他本会の運営に関する重要事項を審議する。
4. 総会は、構成員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。
5. 総会は、WEB会議システム等の電磁的方法により開催し、または書面もしくは電磁的方法により議決権を行使することができる。

(幹事会)第8条 幹事会の運営については、次に定めるところによる。

1. 幹事会は、総会に付議する事項の予備審査、及び総会から委任された実務事項を審議する。
2. 幹事会は、別表1の2に掲げる者をもって構成する。
3. 幹事会に幹事長1名を置き、構成員のうちから会長が指名する。
4. 幹事長は、幹事会を招集し、その議長となる。
5. 幹事長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ幹事長が指名する幹事はその職務を代理する。
6. 幹事会は、特定の事項を専門的に調査・検討、または事業を具体的に推進するため、必要に応じてワーキングチームを設置することができる。
7. ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、幹事会の議を経て別に定める。

(役員)第9条 本会に次の役員を置く。

1. 会長(1名):総会において構成団体の中から選任する。本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長(若干名):会長が指名し、会長を補佐する。
3. 監事(2名):幹事会において選任する。監事は、本会の業務執行状況及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。
4. 監事は、客観的かつ中立的な立場から監査を行うため、外部の有識者等をもって充てるものとする。
5. 監事は、総会に出席して意見を述べることができる。また、監査の結果、不正の懸念があるなど必要があると認めるときは、総会の開催を請求することができる。
6. 監事は、本会の他の役員、幹事、または事務局職員を兼ねることができない。
7. 役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

(顧問)第10条 顧問の設置については、次に定めるところによる。

1. 本会に顧問を置き、姫路市教育長をもって充てる。
2. 顧問は、本会の運営及び教育的配慮が必要な事項について助言を行う。ただし、その助言は拘束力を持たない。

第3章 事務局及び実務の執行

(事務局の設置)第11条 事務局の設置については、次に定めるところによる。

1. 本会の事務を処理するため、事務局を一般財団法人姫路市まちづくり振興機構(以下「機構」という。)内に置く。
2. 事務局に事務局長を置き、機構の職員をもって充てる。

(実務執行)第12条 実務の執行責任については、次に定めるところによる。

1. 本会の決定に基づく対外的な契約締結、金銭管理、個人情報管理等の実務執行は、本会の予算の範囲内において、機構がその主体となってい、これに伴う法律上の権利義務は機構に帰属する。
2. 本会名義で締結する契約(指導者との業務委託契約等)の相手方に対し、本会の構成員(団体及び個人)が直接の履行責任や賠償責任を負わないことを、契約条項等により明確にしなければならない。

3. 機構は、本会の決定に従い、善良なる管理者の注意をもって実務を遂行しなければならない。
4. 事務局は、各クラブの活動状況を把握し、不適切な指導や運営が認められる場合には、是正の指導・助言を行うとともに、姫路市に対して報告等を行う。

第4章 責任の分担とリスク管理

(賠償責任と免責)第13条 賠償責任及び免責の範囲については、次に定めるところによる。

1. 本会の事業遂行に伴い発生した事故、苦情、紛争等については、本会が加入する賠償責任保険及び本会の資産をもって対応するものとし、構成員(団体の代表者及び個人)はその責を負わない。
2. 構成員は、総会・幹事会への出席、意見表明、会務への参加等、日常的な意思決定や活動参加に関して、個人責任を負わないものとする。
3. 前項の規定にかかわらず、役員または事務局(機構)がその職務を行うにあたり、故意または重大な過失があった場合は、この限りではない。
4. 姫カックラブ活動中の事故、または指導者の不適切な行為に係る直接的な賠償責任は、原則として当該クラブまたは指導者が負うものとする。
5. 前項の責任を担保するため、指導者は自らの負担において適切な個人賠償責任保険(スポーツ指導者保険等)に加入しなければならないものとし、保険の未加入や更新未確認時には契約しない。
6. 事務局(機構)は、指導者等との契約締結にあたり、本会及び構成員に対する免責条項を設けるものとする。

(個人情報の管理)第14条 本会が取り扱う個人情報の管理責任者は事務局長とし、機構の規定及び関係法令に基づき、厳格に管理・保護する。

(反社会的勢力の排除)第15条 構成員、役員、及び本会と契約を締結する指導者が、反社会的勢力であること、またはこれらと密接な関係を有することが判明した場合、本会は総会の議を経ることなく、即座に当該者の資格を喪失させ、または契約を解除することができる。

第5章 会計

(資産の構成と管理)第16条 会計管理については、次に定めるところによる。

1. 本会の資産は、姫路市からの委託料、補助金、寄付金、会費及びその他の収入をもって構成する。
2. 本会が「姫カツクラブ」に登録する生徒及び保護者（以下「会員」という。）から徴収する会費は、指導者への謝金、スポーツ保険料、及び当該クラブの活動に直接要する経費にのみ充て、事務局の一般管理費や人件費には充てられない。
3. 本会の会計処理は、機構の定める会計規定等に準拠し、公的資金（委託料等）と私的資金（会費等）を明確に区分して経理（区分経理）を行わなければならない。
4. 毎年度の決算において剰余金が生じた場合は、総会の承認を経て、翌年度の活動経費に繰り越すものとし、目的外の流用を禁ずる。
5. 事務局は、毎年度の決算報告について監事の監査を経た上で、総会の承認を得なければならない。なお、監事は、監査にあたり事務局に対し関係書類の閲覧や説明を求めることができる。
6. 承認された予算及び決算の内容は、構成員に対して開示するとともに、会員（保護者等）に対しても適切に公表するものとする。

（事業年度）第 17 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 雑則

（知的財産権）第 18 条 本会の活動を通じて作成された著作物、ロゴマーク、及び収集されたデータ等に係る知的財産権は、原則として姫路市に帰属するものとする。

1. 姫路市は、本会及び本会の構成員に対し、第 2 条に定める目的を達成するために必要な範囲内において、前項の知的財産権を無償で使用することを許諾するものとする。
2. 前項の使用にあたっては、本会の名誉を毀損したり、営利目的（本事業外）で利用したりしてはならない。

（委任）第 19 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、幹事会の議を経て別に定める。

（解散時の残余財産）第 20 条 本会が解散する場合、その残余財産は姫路市に帰属するものとする。

附則 この規約は、令和 8 年 4 月 16 日から施行する。